

8月は道路をまもる月間

- ☆ 8月は「道路をまもる月間」で☆
- ☆す。この運動は、道路環境を良好☆
- ☆に保持、管理し、道路の正しい利☆
- ☆用と道路愛護思想の普及を図るた☆
- ☆めに行われるものです。 ☆
- ☆ 道路は、いつも広く、正しく、☆
- ☆きれいに使いましょう。 ☆

"アツ" あぶない
道路上に穴などあったら
連絡を……
市道路維持課 ☎51-0123(内線216)



自転車によって半分に狭められた歩道

道路にも せわしなく 吸い殻を 思いやり



タバコは吸い殻入れへ

自転車はきちんと置こう

道路は私たちの生活に欠くことのできない公共物です。

道路が破損されたり、狭い道路の上に物が置かれていたら通行の妨げとなり、私たちの生活に支障を来します。たとえば、歩道上などに乱雑にとめられた自転車やバイクです。

歩行者が乱雑にとめられた自転車やバイクの間をぬうようにして歩く姿がちよくちよく見受けられます。

自転車やバイクは、決められた場所にきちんと置きましょう。また、市は富士駅前など3カ所に駐輪場を設置。さらに本年度、吉原駅前にも設置する計画です。みんなでマナーを守って使いましょう。

道路使用には許可が

道路で次のようなことをするとき、手続きをして、許可を受けてか

らにしてください。

◎道路に水道管、配水管などの埋設や工事用足場などで使用するとき。

◎公道から私道を造成し、乗り入れをする場合や道路の法面(路肩)を埋め立てしたり、ガードレールなど安全施設を変更したいとき。

◎道路を特殊な車両で通行するとき。(幅が2.5mを超えるもの、高さが3.8mを超えるもの、長さが12mを超えるもの、総重量が20tを超えるもの)

◇手続き・問い合わせ先

国道は、建設省富士国道維持出張所 ☎52-5650

県道は、静岡県富士土木事務所管理課 ☎61-4080

市道は、富士市役所建設部管理課 ☎51-0123 内線345

※道路のことで、何かお気づきのことがありましたら上記へご連絡ください。